

都道府県沿岸漁業改善資金担当課長 殿
都道府県地方分権担当課長 殿

水産庁増殖推進部研究指導課普及育成班
内閣府地方分権改革推進室

平成28年の地方からの提案等に関する対応方針を受けた沿岸漁業改善資金に係る物的担保
の活用状況等に関する情報提供について

平成28年の地方からの提案等において、複数の知事会及び県から「沿岸漁業改善資金の金融機関による転貸方式の追加、転貸融資の場合の保証機関の対象化」の提案（参考資料1）があり、昨年12月20日の地方分権改革推進本部で「平成28年の地方からの提案等に対する対応方針について」（参考資料2）が決定され、同日付けで閣議決定されました。

閣議決定においては、

- (i) 沿岸漁業改善資金については、物的担保の活用状況の実態や担保が活用されにくい理由等について都道府県に対する調査を平成28年度中に行い、その結果を踏まえ、活用事例を都道府県へ情報提供するなどの物的担保の活用による同資金の利用促進に資する措置を平成29年中に講ずる。
- (ii) 沿岸漁業改善資金の貸付方法については、上記調査結果及び同資金の利用促進に資する措置の状況を踏まえ、転貸融資方式の導入等を含め、更なる利用促進に向けた検討を行い、平成32年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

とされたところであります。

これを受け、平成29年3月に沿岸漁業改善資金に関する利用状況等の調査依頼を発出し、当該調査結果のとりまとめを行ってきたところでありますが、今般、当該調査結果を踏まえ、別紙のとおり都道府県における物的担保の活用状況等について情報提供をさせていただきますので都道府県における制度の見直しなどを含め、今後の沿岸漁業改善資金の利用促進の取組の参考としていただくようお願い申し上げます。

【添付資料】

- ・別紙1 沿岸漁業改善資金における物的担保の規定と貸付けの状況
- ・別紙2 沿岸漁業改善資金の活用状況についての調査結果（概要）
- ・参考資料1 平成28年地方分権改革に関する提案募集 提案事項（個票）
- ・参考資料2 平成28年の地方からの提案等に関する対応方針（平成28年12月20日閣議決定）（抄）

（問合せ先）

水産庁増殖推進部研究指導課普及育成班

若命

丸山

直通：03-6744-2374 FAX：03-3591-5314

内閣府地方分権改革推進室

平林

津島

直通：03-3581-2450

沿岸漁業改善資金における物的担保の規定と貸付けの状況

- 沿岸漁業改善資金の貸付けに当たっては、人的担保(連帯保証人)の他に物的担保による貸付けや人的担保と物的担保の併用による貸付けも可能。
- 都道府県の担当へのアンケート調査では、39都道府県中、33都道府県(87%)が物品担保による貸付けの規定を設けている。このうち20道府県(53%)が物的担保のみにによる貸付けが可、13都県(34%)が保証人との併用が必要。
- 平成24～28年度までの5カ年間に物的担保による貸付けの実績があったのは8県で、このうち担保物件が貸付対象物件のみであったものが5件、貸付対象物件以外が4件あった(重複あり)。
- 物的担保の評価・管理は全て担当部局で行われていた。

○ 担保物件の例

- ・ 貸付対象機器、漁船
- ・ 不動産(土地、建物 等)
- ・ 漁船保険の保険金請求権(質権設定) 等

○ 物的担保による貸付け実績が無い理由

- ・ 借受者からの希望がない
- ① 物的担保の設定や評価の方法等が分からない
- ・ 担保物件の管理が困難
- ・ 体制が整っていない 等

○ 物的担保の活用例

- ・ 借受者が、所定の連帯保証人を立てることができないと(県が)認める場合であって、適当な物的担保を提供することができる場合は、連帯保証人に替えて担保の提供による貸付けを可能とする。(その際、貸付対象物件を優先する。)
- ・ 担保を提供した場合は、担保を提供しない場合に必要ない連帯保証人の数から1名減ずること貸付けを行う。
- ・ 一定額以上の高額の貸付けについて、連帯保証人に加えて、貸付対象物件に対して、担保の設定を行うことで貸付けを行う。

対応事例については別紙のとおり

物的担保の設定・評価方法や管理の例

○ 物的担保の設定・評価方法の例

- ・ 担保物件に付している損害保険の請求権に質権を設定
 - ・ 毎年、漁船保険組合に評価額を確認（質権設定を更新）
- （1）複数の造船所の評価額を参考に評価額を決定
- ・ 固定資産税の評価額を基準に評価
 - ・ 簿価（路線価、固定資産の評価額）× 掛け目により算定
 - ・ 固定資産の評価証明書により評価

○ 物的担保の管理の例

- ・ 貸付対象物件に対して譲渡担保設定契約公正証書を作成（償還期限まで管理）
- （1）
- ・ 契約書を作成して設定登記
 - ・ 漁船保険の質権設定と譲渡担保設定に関しては、法務局で確定日付を取得

○ 物的担保による貸付けを促進するために都道府県で対応可能な措置

- ・ 事務処理要綱の改正による物的担保の対象化
- （1）
- ・ 借受者側の選択制にすること
 - ・ 担保評価事務を外部に委託する制度の導入
 - ・ 担保評価、担保設定等のノウハウの蓄積や対応する人員と予算の確保 等

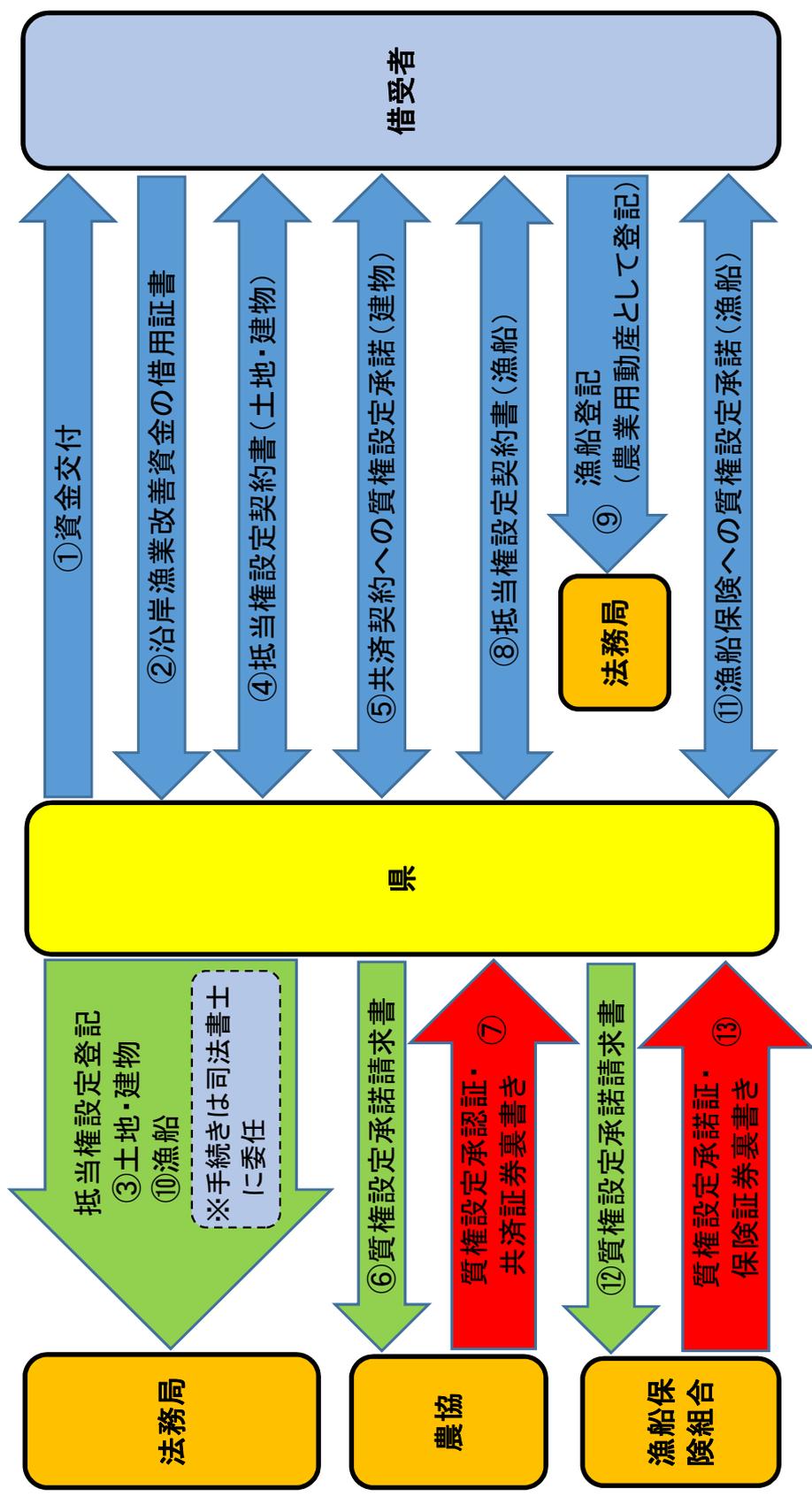
別紙 物的担保による貸付けの活用事例(一覽)

	事例1	事例2	事例3	事例4	事例5	事例6	事例7
担保	不動産 ○ (土地・建物)	○ (土地・建物)	—	—	—	—	—
	動産 ○ (漁船)	—	○ (エンジン)	○ (漁船等)	○ (漁船)	○ (エンジン)	○ (漁船等)
抵当権設定 (登記)	○	○	—	—	—	—	—
譲渡担保設定	—	—	○	○	○	○	○
公正証書作成	—	—	○	—	—	○	—
質権設定 (漁船保険等)	○	—	—	○	—	○	○

物的担保の活用事例1 (担保物件:土地・建物及び漁船(※抵当権設定・質権設定))

○貸付けの概要

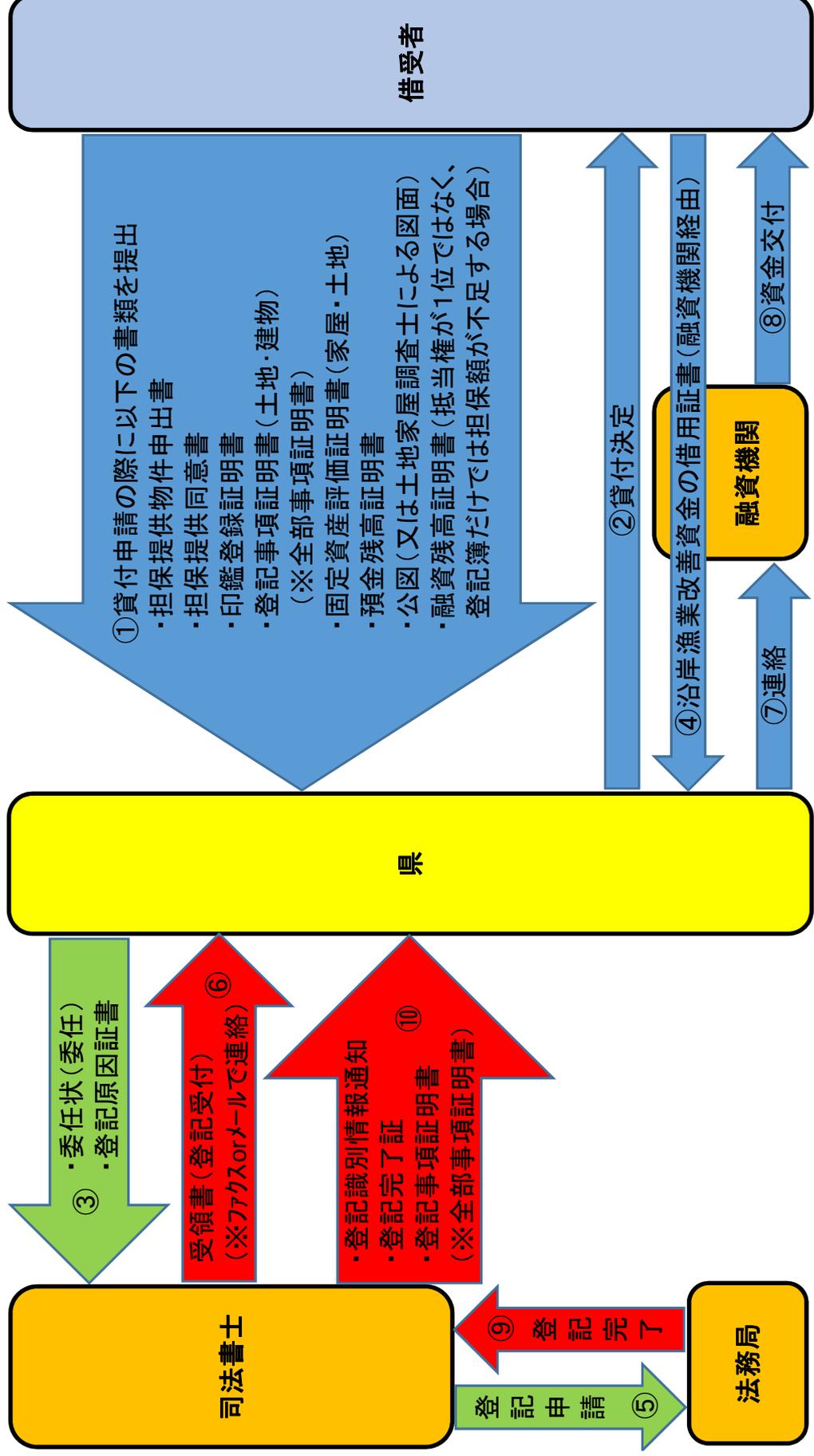
- ・資金の種類: 青年漁業者等養成確保資金(経営開始資金)
 - ・貸付の内容: 漁船建造(4.8t)、貸付金額 18,000千円、償還期間 10年
 - ・担保内容 : (1)土地・建物への抵当権及び当該建物の共済契約への質権
(2)融資対象物(漁船)への抵当権及び当該漁船の漁船保険への質権
- ※漁船の完成まで2カ月程度かかるため、抵当権設定登記や共済・漁船保険の質権設定のタイミングが(1)と(2)で異なる



物的担保の活用事例2(担保物件:土地・建物(※抵当権設定))

○貸付けの概要

- ・資金の種類: 青年漁業者等養成確保資金(経営開始資金)
- ・貸付の内容: エンジン、貸付金額 20,000千円、償還期間 10年
- ・担保内容: 土地・建物への抵当権

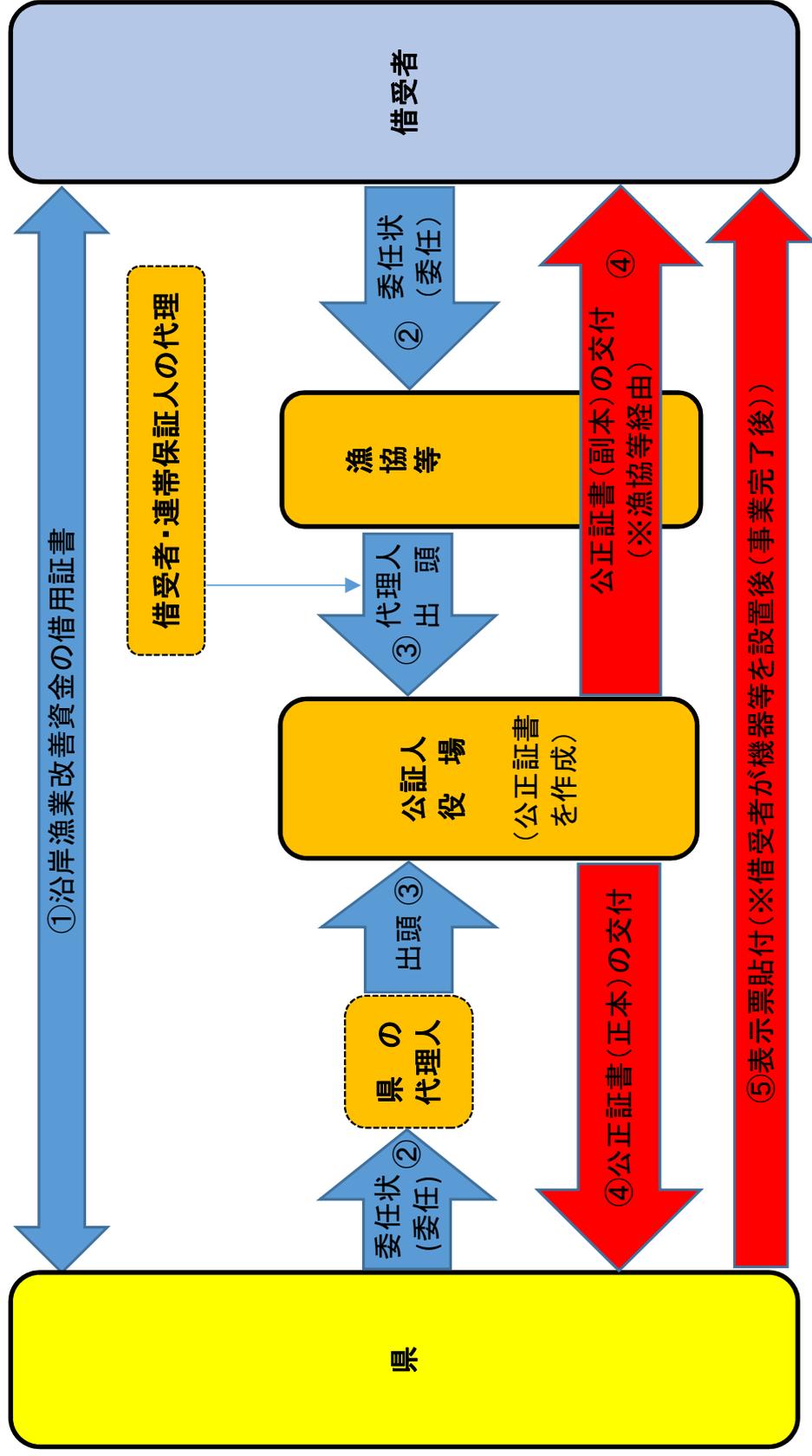


物的担保の活用事例3(担保物件：貸付対象機器(※譲渡担保設定(公正証書作成)))

○貸付けの概要

- ・資金の種類(例)：経営等改善資金(漁船用環境高度対応機関)
- ・貸付の内容(例)：エンジン、貸付金額 11,045千円、償還期間 7年
- ・担保内容：貸付けた機器への譲渡担保設定

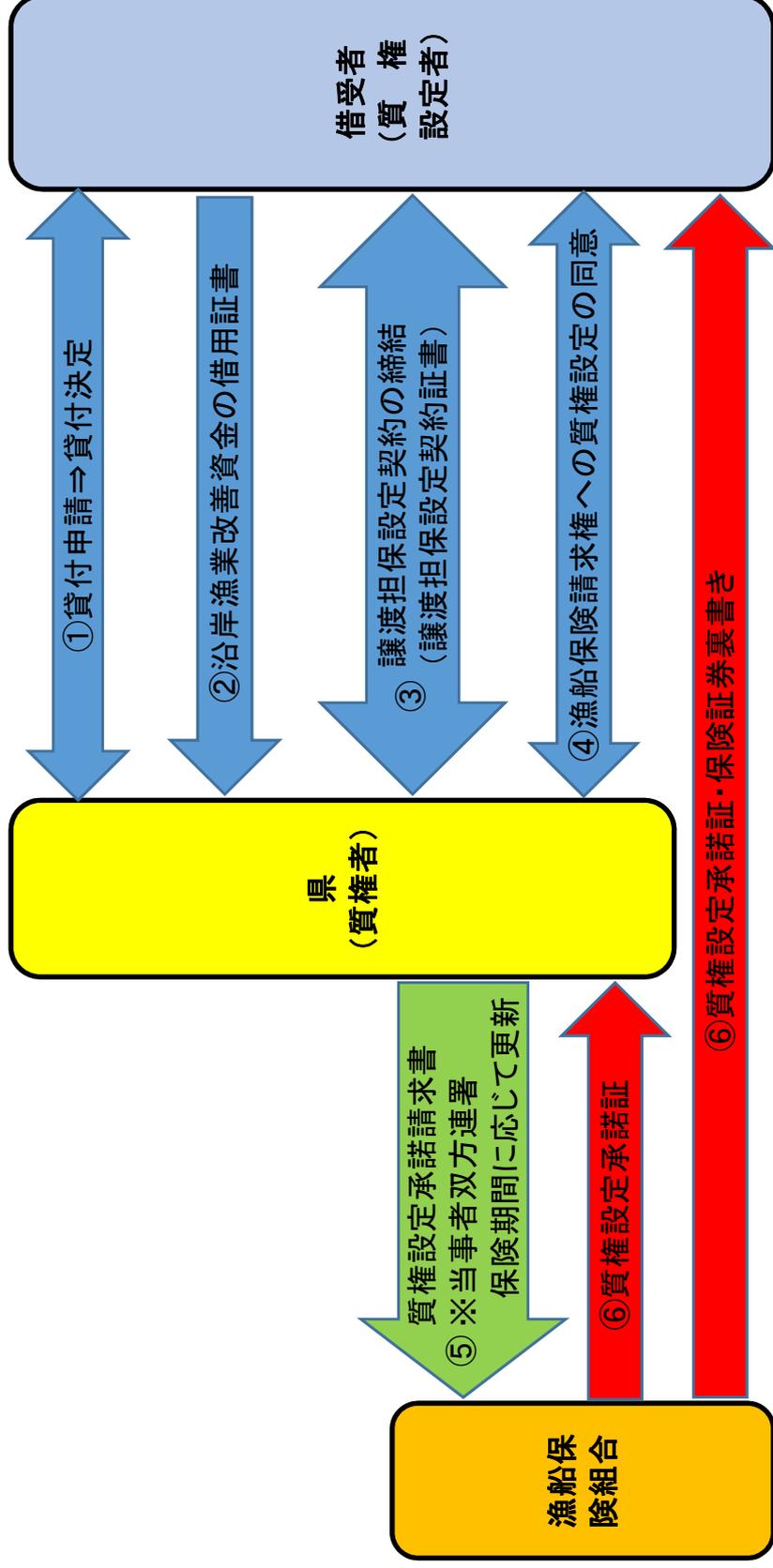
※A県では、平成19年度から全ての貸付けに公正証書を作成
(人的担保の場合も作成。なお、物的担保の設定は貸付金額が6,000千円以上の場合。)



物的担保の活用事例4(担保物件：漁船等(※譲渡担保設定・質権設定))

○貸付けの概要

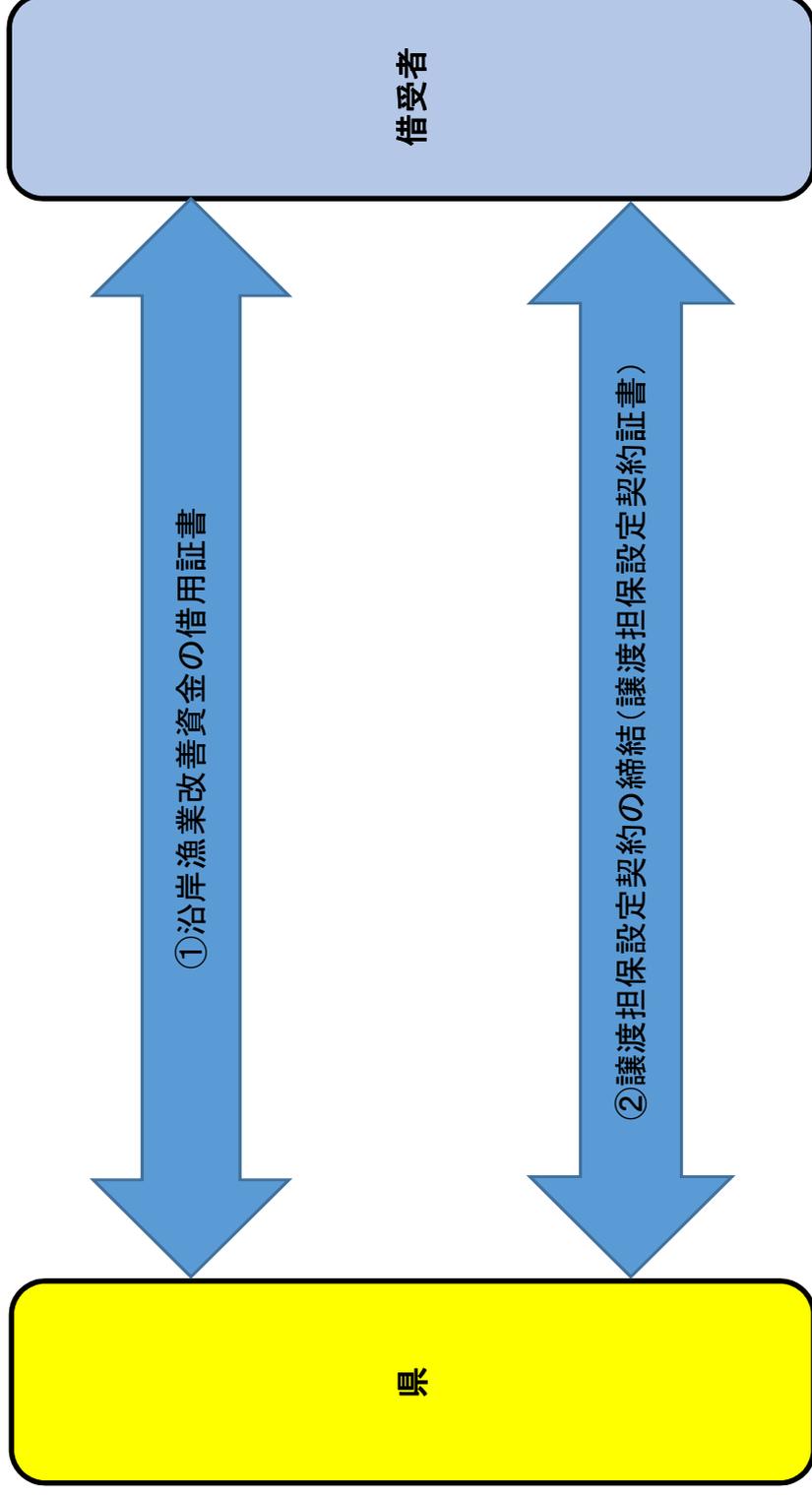
- ・資金の種類：(1)経営等改善資金(燃料油消費節減機器等設置資金)
(2)青年漁業者等養成確保資金(経営開始資金)
- ・貸付の内容：(1)エンジン、貸付金額 24,000千円、償還期間 7年
(2)漁船建造、貸付金額 20,000千円、償還期間 10年
- ・担保内容：貸付対象物への譲渡担保設定及び当該漁船等の漁船保険への質権設定



物的担保の活用事例5(担保物件:漁船(※譲渡担保設定))

○貸付けの概要

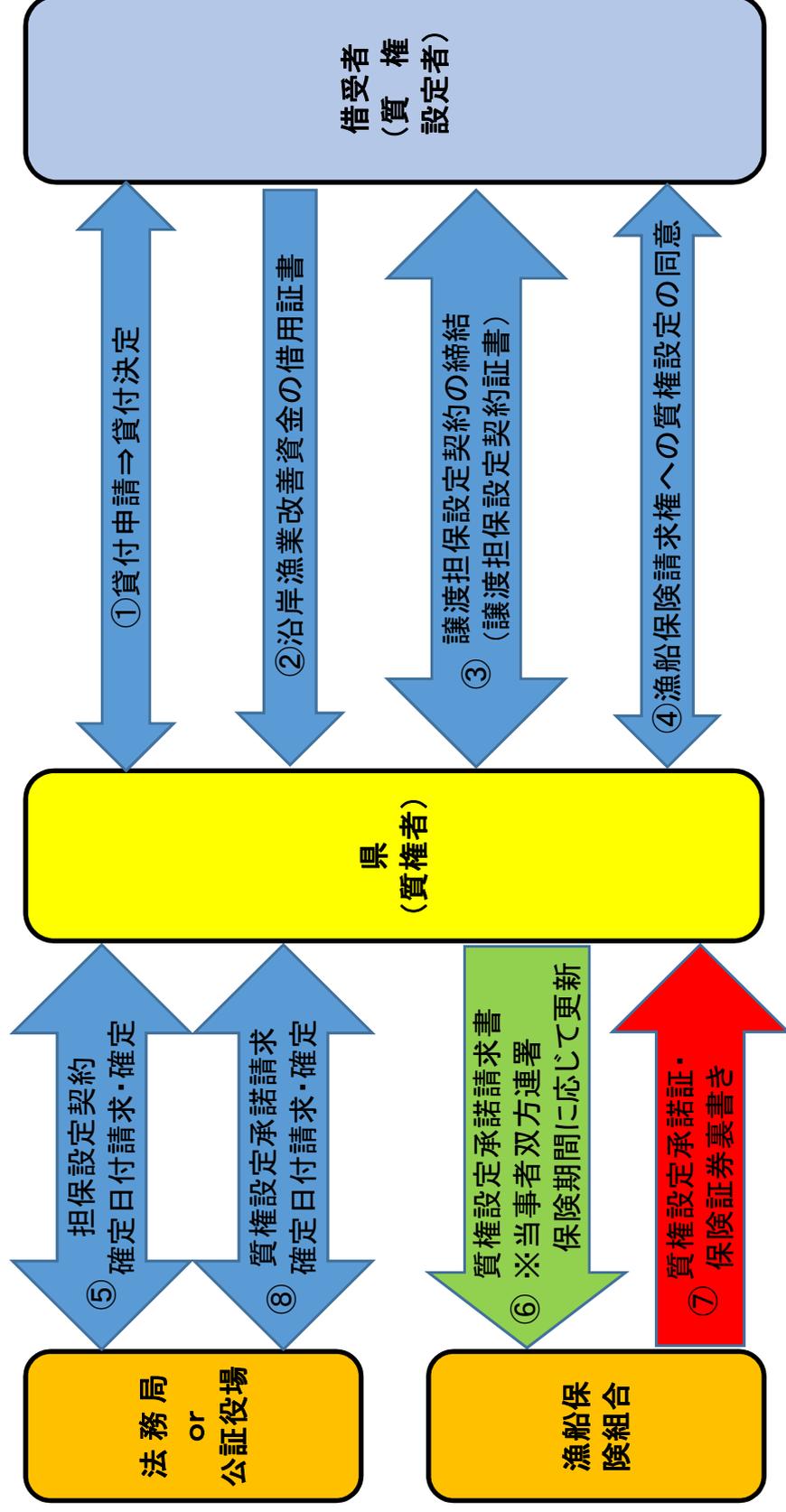
- ・資金の種類:青年漁業者等養成確保資金(経営開始資金)
- ・貸付の内容:漁船購入、貸付金額 14,200千円、償還期間 10年
- ・担保内容 :貸付対象物への譲渡担保設定



物的担保の活用事例6(担保物件：漁船等(※譲渡担保設定・質権設定))

○貸付けの概要

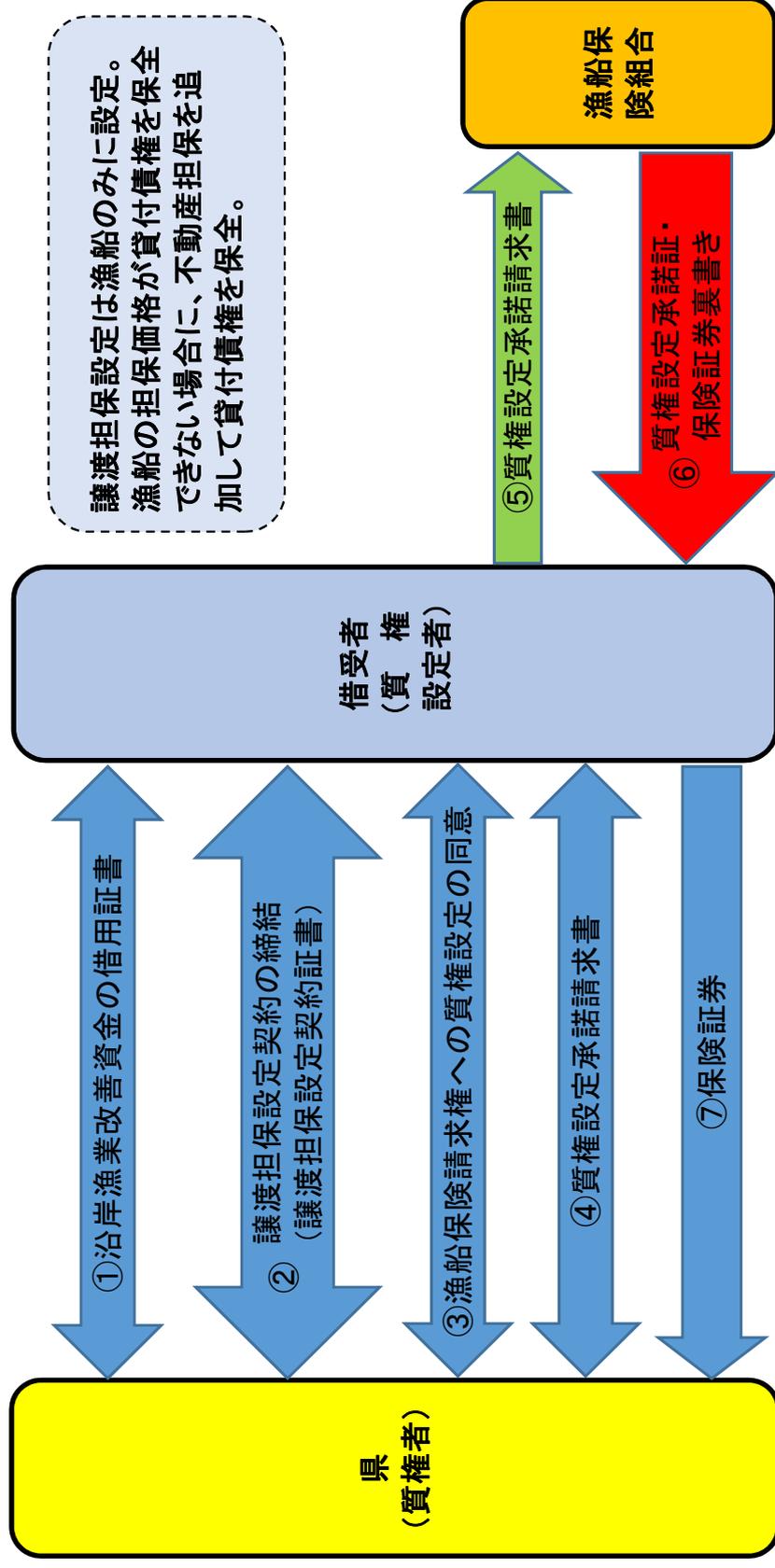
- 資金の種類：経営等改善資金(燃料油消費節減機器等設置資金)
 - 貸付の内容：エンジン、貸付金額 7,560千円、償還期間 7年
 - 担保内容：貸付対象物への譲渡担保設定及び当該漁船等の漁船保険への質権設定
- ※B県では、貸付金額が5,000千円以上のもので、漁船保険の保険金額を物的担保の評価額と担保として徴求。実質的には漁船保険(普通保険)の保険金額を物的担保の評価額としており、当該保険金額については毎年、漁協又は漁船保険組合に確認。



物的担保の活用事例7(担保物件：漁船等(※譲渡担保設定・質権設定))

○貸付けの概要

- 資金の種類：(1) 経営等改善資金(燃料油消費節減機器等設置資金)
(2) 青年漁業者等養成確保資金(経営開始資金)
 - 貸付の内容：(1) エンジン、貸付金額 24,000千円、償還期間 7年
(2) 漁船建造、貸付金額 20,000千円、償還期間 10年
 - 担保内容：貸付対象物への譲渡担保設定及び当該漁船等の漁船保険への質権設定
- ※漁船保険組合との質権設定に関するやりとりは借受者に任せている



沿岸漁業改善資金の活用状況についての調査結果(概要)

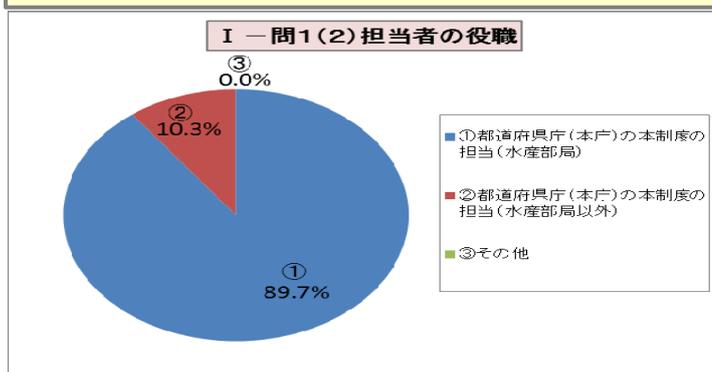
1. 調査概要

- (1)調査目的: 平成28年12月に閣議決定された「平成28年の地方からの提案等に関する対応方針」への対応のため調査を実施
- (2)調査方法: 沿岸漁業改善資金実務担当者及び地方分権担当者に対して調査を実施(39都道府県)
- (3)調査実施時期: 平成29年3月～5月
- (4)回収率: 100%

2. 結果概要

(1)担当者の役職について

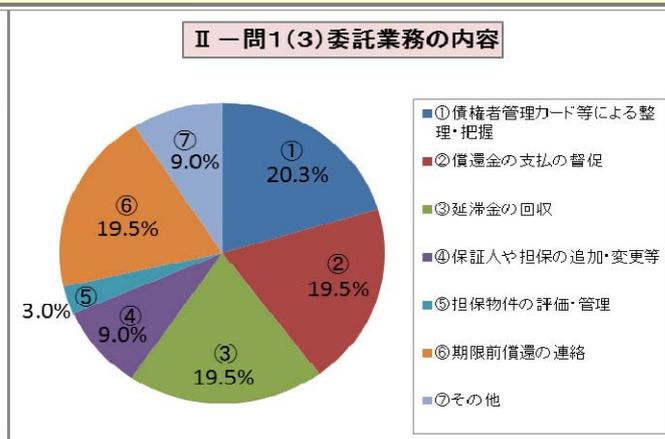
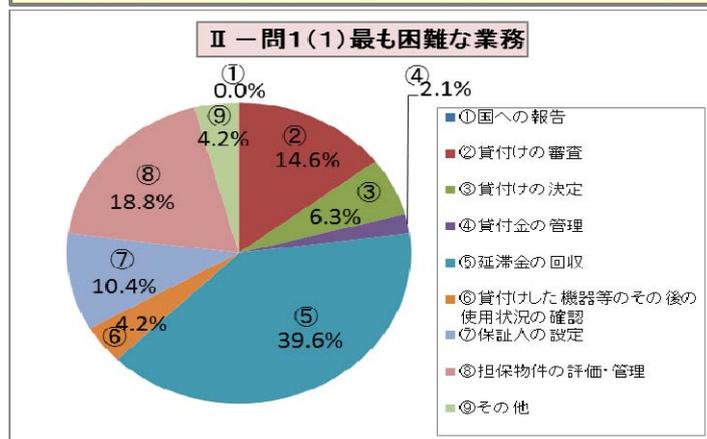
- 担当者の役職は、「①都道府県庁(本庁)の本制度の担当(水産部局)」が90%、「②都道府県庁(本庁)の本制度の担当(水産部局以外)」が10%。



(2)制度の現状について

① 制度に係る業務の状況

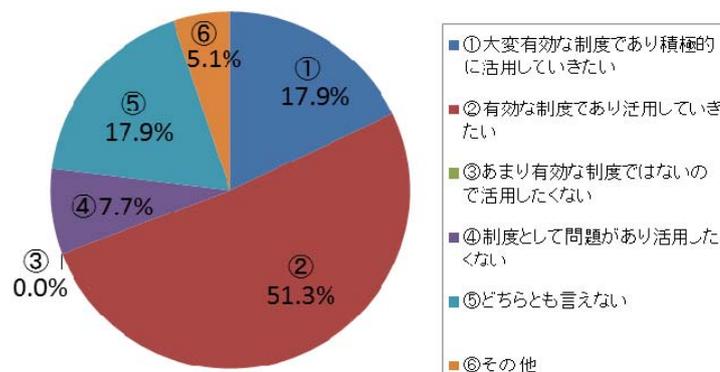
- 沿岸漁業改善資金に係る業務のうち、最も困難な業務としては「⑤延滞金の回収」が40%、「⑧担保物件の評価・管理」が19%、「②貸付けの審査」が15%、「⑦保証人の設定」が10%。
- 事務委託先の業務内容は、「①債権者管理カード等による整理・把握」、「②償還金の支払の督促」、「③延滞金の回収」及び「⑥期限前償還の連絡」がいずれも20%、「④保証人や担保の追加・変更等」が9%。



② 制度へのニーズ

- ・ 「①大変有効な制度であり積極的に活用していきたい」と「②有効な制度であり活用していきたい」の合計が69%、「⑤どちらとも言えない」が18%、「③あまり有効な制度ではないので活用したくない」と「④制度として問題があり活用したくない」の合計は8%。
- ・ 活用していきたいと回答した理由としては、無利子貸付の制度であることや技術面・生活面での改善といった政策誘導の効果に関する意見があった。一方、活用したくないと回答した理由としては、信用保証が使えず保証人の確保が必要なことや提出書類等が多く手続きが煩雑で借受者の負担が大きいことに関する意見があった。

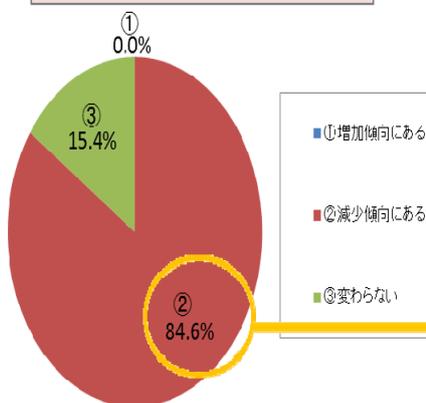
Ⅱ－問2(1)本制度へのニーズ



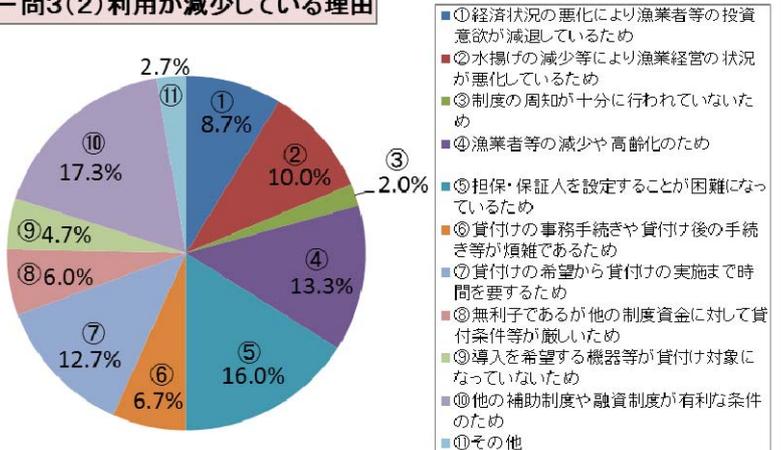
③ 過去5か年間の貸付の傾向等

- ・ 「②減少傾向にある」が85%、「③変わらない」が15%、「①増加傾向にある」が0%。
- ・ 減少傾向にある理由は、漁業経営の状況の悪化、投資意欲の減退、漁業者等の減少及び高齢化といった外的要因(①～②、④)が32%、担保・保証人を設定することが困難、貸付条件等が厳しい、貸付に時間を要する及び手続き等が煩雑といった制度上の要因(③、⑤～⑨)が48%。

Ⅱ－問3(1)過去5か年の貸付けの傾向



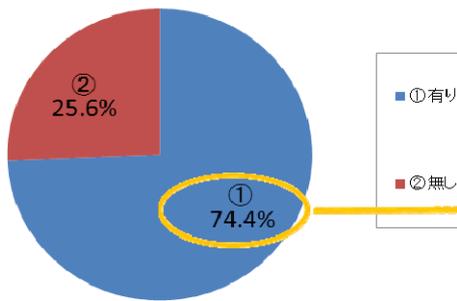
Ⅱ－問3(2)利用が減少している理由



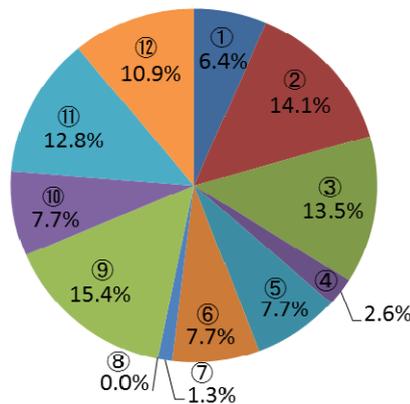
(つづき)

- ・ 過去3カ年(平成26～27年度)に、漁業者等から貸付けの希望や相談があったものの貸付けを行わなかった(行えなかった)ことがあったのは74%、その件数は147件。
- ・ 貸付けを行わなかった(行えなかった)理由としては、貸付対象者ではなかった等の借受希望者を要因としたもの(①～③)が34%で、このうち担保・保証人の設定が困難であったものは14%。また、他の融資制度や補助制度の活用を要因としたもの(⑨～⑩)が23%、貸付手続きに時間を要する等の制度的な要因(④～⑧)が19%。
- ・ 他の融資制度としては、漁業近代化資金の利用が最も多く、他の補助制度としては、水産業競争力強化緊急事業の利用が最も多かった。

Ⅱ 問3(3) 漁業者等から貸付けの希望があったが、貸付を行わなかったもの(行えなかったもの)の有無



Ⅱ 問3(4)(3)の理由



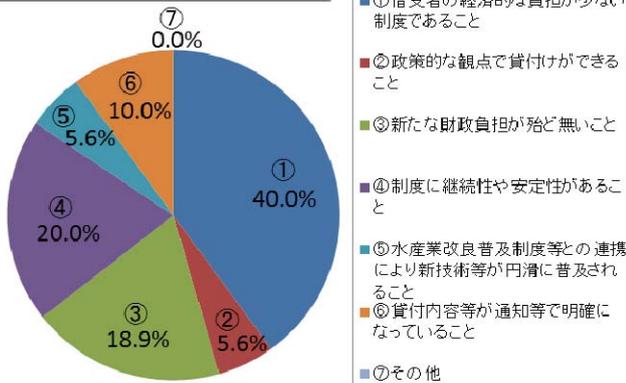
- ① 貸付けを希望した漁業者等の経営状態が悪かったことによるもの
- ② 貸付対象者ではなかったことによるもの
- ③ 担保・保証人の設定が困難であったもの
- ④ 貸付け手続きが煩雑であることによるもの
- ⑤ 貸付け手続きに時間を要することによるもの
- ⑥ 貸付け希望の機器等が貸付対象になっていないことによるもの
- ⑦ 貸付け条件(貸付限度額や償還期間等)によるもの
- ⑧ 都道府県の予算上の制約によるもの
- ⑨ 他の融資制度を活用したもの
- ⑩ 他の補助制度を活用したもの
- ⑪ 不明
- ⑫ その他

(3) 制度の在り方について

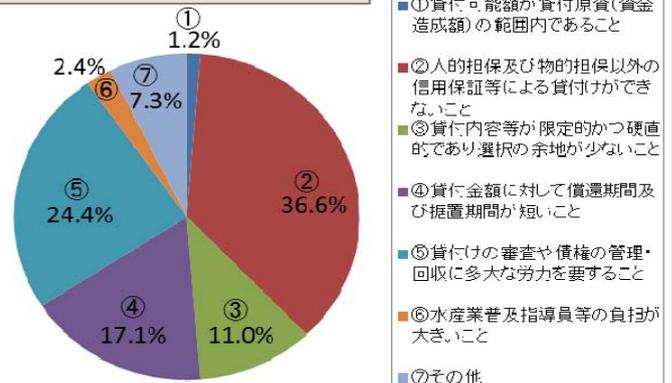
① 現行制度のメリット及びデメリット

- ・ メリットに関するものは、「①借受者の経済的な負担が少ない制度である」が40%、「④制度の継続性や安定性がある」が20%、「③新たな財政負担が殆ど無いこと」が19%。
- ・ デメリットに関するものは、「②信用保証による貸付けができない」が37%、「⑤審査や債権の管理・回収に多大な労力を要する」が24%、「④償還期間及び据置期間が短い」が17%、「③貸付け内容等が限定的かつ硬直的であり選択の余地が少ない」が11%。
- ・ 具体的な見直し案等の意見としては、連帯保証人の人数の減少、信用保証の導入、違約金の率の見直しや減免、償還期間の延長等に関するものが多数あった。

Ⅲ 問1(1) 現行制度のメリット



Ⅲ 問1(2) 現行制度のデメリット

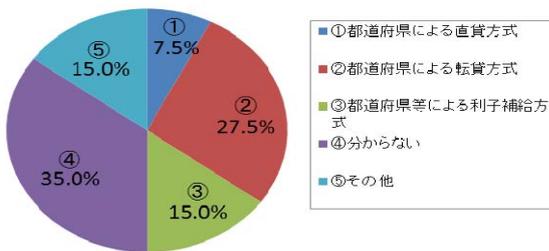


② 貸付方式

(借り受け者の利便性が最も高いと考えられる貸付方式)

- ・ 「②都道府県による転貸方式」が28%、「③都道府県による利子補給方式」が15%、現在の「①直貸方式」が8%であったが、その一方、「④分からない」が最も多く35%。
- ・ 「②転貸方式」については、県が政策的な観点で審査を行い、金融機関が融資の判断を行うことにより利便性が向上するなどの意見があった。
- ・ 一方、「④分からない」については、転貸方式の導入により都道府県や漁業者に追加の費用負担が生じること、どの方式にもメリット・デメリットがあること、借受者にとって無利子であれば貸付方式は影響ないなどの意見があった。

Ⅲ－問2(1)借受者の利便性が最も高いと考えられる貸付方式



(金融機関への転貸や利子補給による無利子貸付けを導入した場合の影響)

○都道府県への影響

- ・ 「⑤債権保全リスクの低減」や「⑥行政事務の軽減」といったメリットに関するものが58%、「①新たな財政負担(事務手数料、利子補給金等)の発生」や「②借受者と水産業改良普及制度等との連携の希薄化」といったデメリットに関するものが33%。

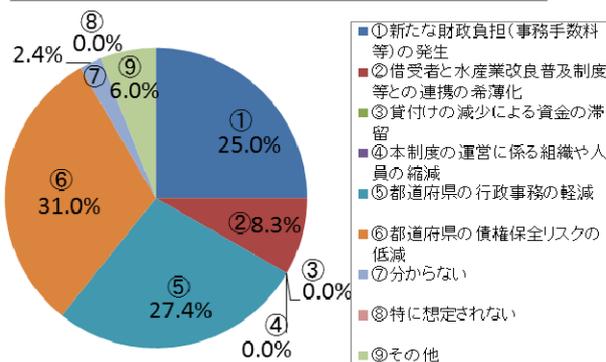
○借受者への影響

- ・ 「①保証制度の活用が可能」や「⑤貸付審査等の迅速化」といったメリットに関するものが53%、「②保証料等の新たな負担が発生」や「③政策的な判断により金融的な貸付判断が優先され、貸付けを受けにくくなる」といったデメリットに関するものが41%。

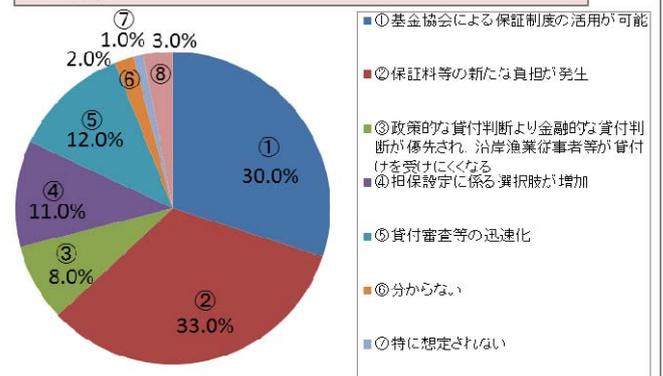
○金融機関・信用保証機関への影響

- ・ 新たな顧客の獲得 や事務手数料等収入の増加といったメリットに関するもの(①～②)が44%、事務負担及びコストが増加や費用や貸付けリスクに対してメリットがなく、積極的な貸付けを行わないといったデメリットに関するもの(③～⑤)が51%。

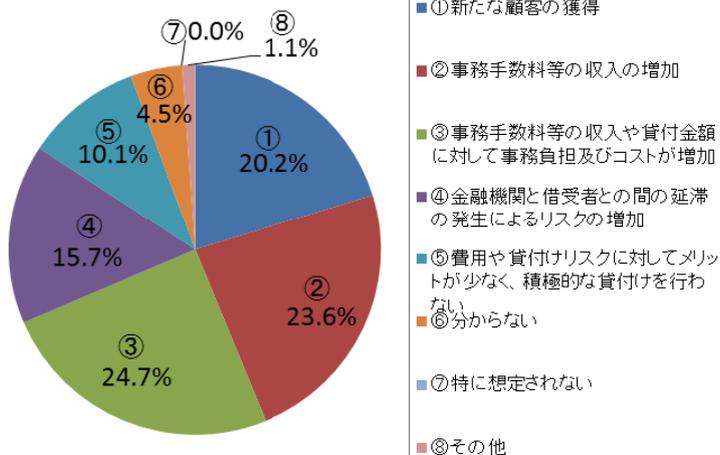
Ⅲ－問2(3)転貸制度を導入した場合に想定される都道府県への影響



Ⅲ－問2(5)転貸方式を導入した場合に想定される借受者への影響



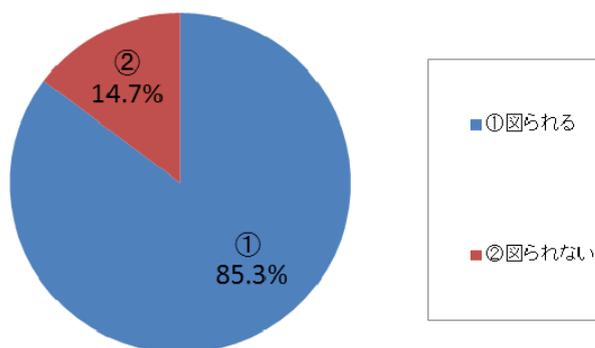
Ⅲ 一問2(7) 転貸制度を導入した場合に想定される金融機関等への影響



③ 転貸制度による無利子貸付を導入した場合について

- ・ 金融機関への転貸制度による無利子貸付を導入した場合に利用促進が図られるかについては、「①図られる」が85%、「②図られない」が15%。
- ・ 具体的な理由としては、「①図られる」については、連帯保証人の確保が困難な漁業者が利用しやすくなる、融資制度の窓口が一本化される、現行の直貸方式に追加するならば選択肢が増えることなど、「②図られない」については、融資の対象事業等の制度の基本的な部分が従来どおりであること、無利子資金は融資機関が積極的に斡旋できる商品になりにくい、漁業者からの転貸制度の希望は無く、効果が未知数であることなど。

Ⅲ 一問2(9) 転貸制度の導入により利用促進が図られるか



(3)貸付対象について

・ 貸付対象者について、「①現状のままで良い」が85%、「②見直しをする必要がある」は8%。見直しについては、青年漁業者の年齢要件の緩和や水産加工業者等の追加についての意見があった。

・ 貸付対象の見直し等については、「⑤漁船の建造・購入やリニューアルへの貸付けを追加」が31%、「④水産物の加工・流通・販売(六次産業化)への貸付けを追加」が16%、「②貸付対象機器等を見直し」が11%、「⑥特になし」が23%。

具体的なものとしては、AIS、水産加工施設、漁獲物の付加価値向上を行うのに必要な高鮮度出荷を促進するための施設及び機器等の追加についての意見があった。

・ 今後、普及すべき技術や事業の成果等の意見としては、就労環境改善に要する器具(アシストスーツ)があった。

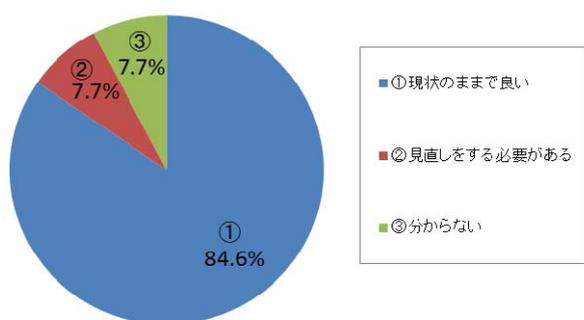
・ 経営の改善の取組に対する貸付(メニュー化方式)の導入の可否について、「①可」が59%、「②否」は41%。

可の理由としては、現行の制度では貸付の対象外となる機器があり漁業者のニーズに対応できていない、漁業者のニーズに幅広く答えることが可能、意欲ある漁業者の経営改善の取組に対して柔軟に支援できる、漁業者の創意工夫を生かすことができる、漁業の多角経営や新技術導入等を円滑に行えるといった意見があった。

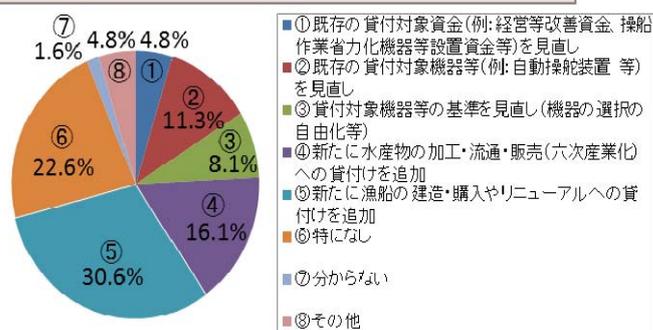
否の理由としては、どのようなものが対象となるか不明であり貸付けの判断に悩む、経営改善に必要な取組みの判断基準が難しい、無利子融資という優遇された制度として一定の条件が必要といった意見があった。

・ メニュー化した場合の具体的な取組としては、新たな生産方式や販売方式の導入、品質に関する規格認定の取得、六次産業化や協業化に伴う施設整備などの意見があった。

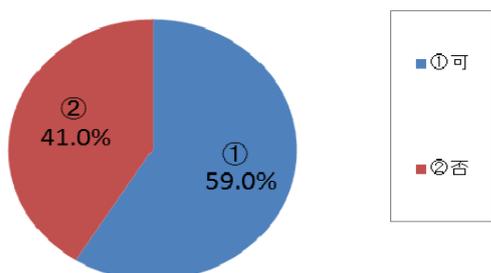
Ⅲ－問3(1)貸付対象者の見直しの必要性



Ⅲ－問3(3)借受者の利便性の向上等のため見直しや追加等が必要と考えられる事項



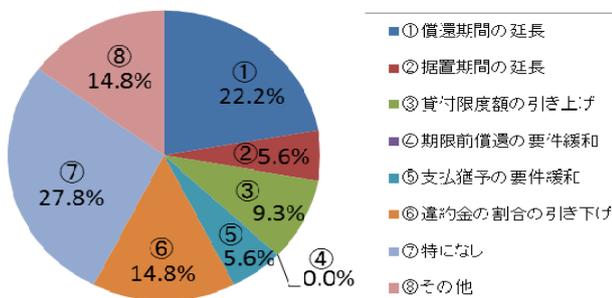
Ⅲ－問3(6)メニュー化方式の導入の可否



(4)貸付条件について

- ・ 借り受け者の利便性の向上や一層の政策目標の達成のために、特に見直しが必要なもの、「①償還期間の延長」が22%、「⑥違約金割合の引き下げ」が15%、「③貸付限度額の引き上げ」が9%、「⑦特になし」が28%。
- ・ 回答の理由等としては、他の制度資金に比べて償還期間・据え置き期間が短いことやそれにより償還1回当たりの額が大きく水揚げ状況により延滞のリスクが高まること、借受者が延滞せざるを得ない状況に陥った場合に違約金が大きな経済的負担になること、不漁や自己の責めに帰さない社会的・経済的な要因による収入の減少等により延滞した借受者への支払猶予、違約金の引き下げや免除規定を設けることへの意見があった。

Ⅲ－問4(1)借受者の利便性の向上等のため特に見直しが必要と考えられる事項

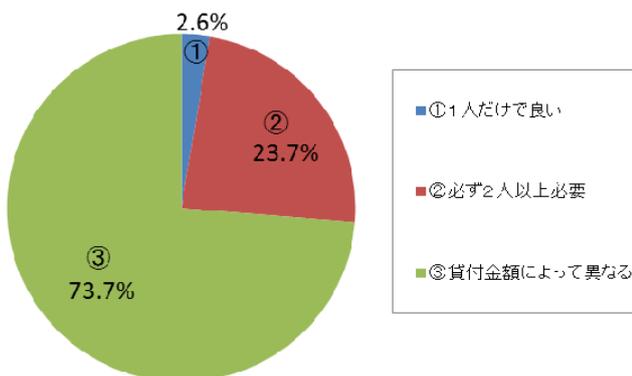


(5)保証人及び物的担保について

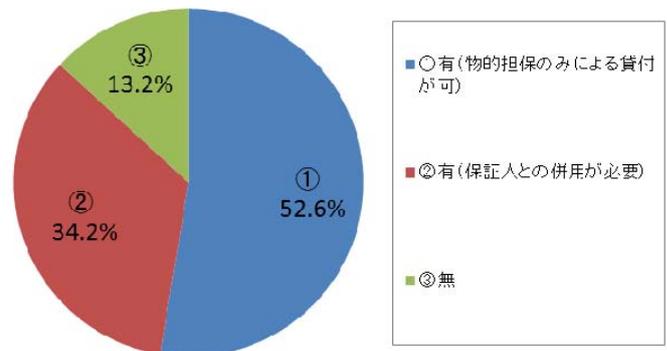
① 保証人の人数及び物的担保の規定

- ・ 保証人の人数についての規定の状況は、「③貸付金額によって異なる」が74%、「②必ず2人以上」が24%、「①1人だけで良い」が3%。
- ・ 物的担保の規定の状況は、「①有り(物的担保のみによる貸付が可)」が53%、「②有り(保証人との併用が必要)」が34%であり、87%の都道府県で物的担保を規定。
- ・ 規定が無い理由は、担保の設定が困難、担保の審査、徴求及び処分についてノウハウが無い、手続きが煩雑で、かつ、十分な債権保全ができるとは限らないため。

Ⅲ－問5(1)保証人の人数の規定



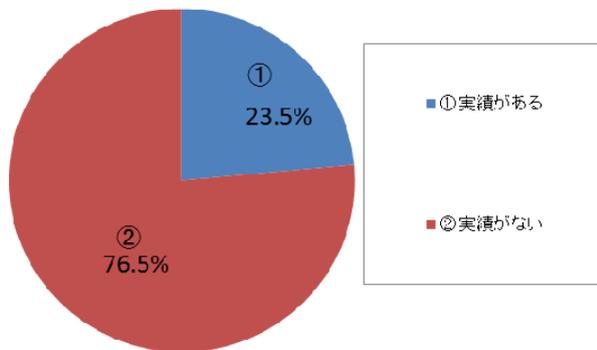
Ⅲ－問5(2)物的担保の規定



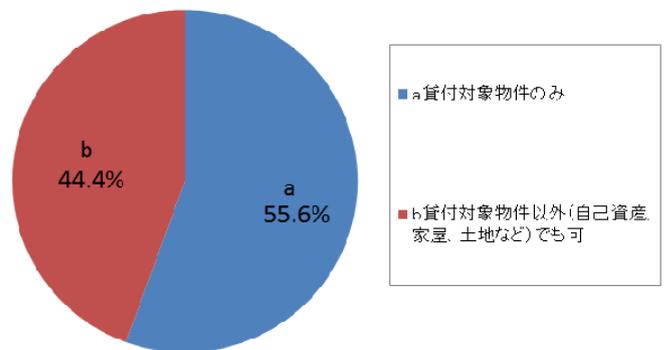
② 物的担保による貸付け

- ・ 物的担保の貸付実績は、「②実績がない」が76%、「①実績がある」が24%。
- ・ 担保物件の内容は、「a貸付対象物件のみ」が56%、「b貸付対象外でも可」が44%。
- ・ 担保物件の評価及び管理等は、「a担当部局において評価・管理している」が100%。
- ・ 実績がない理由は、「②借受者からの希望がない」が38%、「①物的担保の設定や評価の方法等が分からない」が17%、「④担保物件の管理が困難」が19%、「⑤体制が整っていない」が15%。
- ・ 物品担保による貸付を促進するために都道府県で対応可能な措置としては、担保評価及び担保設定等に関するノウハウの蓄積、対応する人員と予算の確保、担保評価事務を外部に委託する制度の導入、借受者側の選択制にすることなどの意見があった。

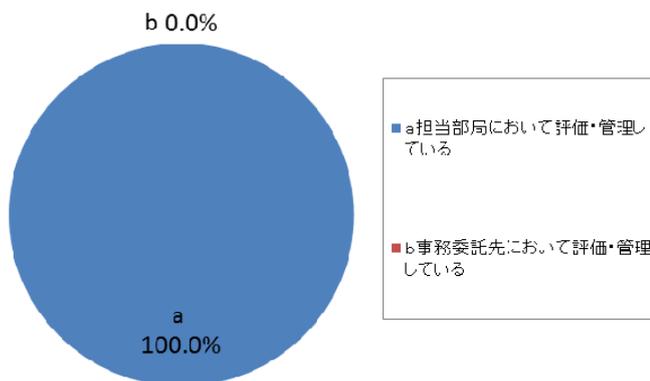
Ⅲ－問5(4) 物的担保による貸付実績



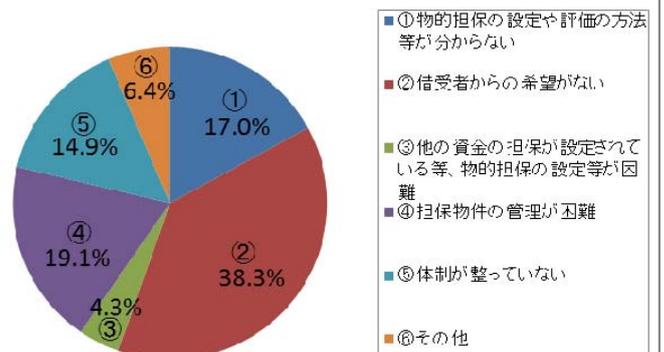
Ⅲ－問5(5)①担保物件の内容



Ⅲ－問5(5)②物的担保の評価及び管理等



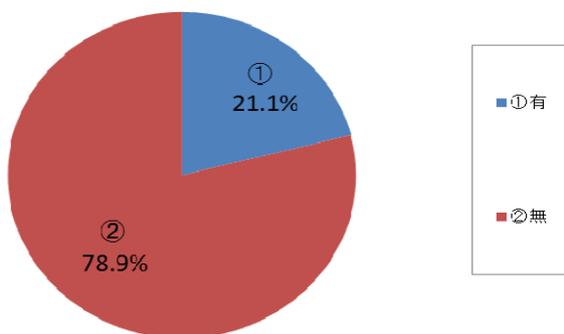
Ⅲ－問5(6) 物的担保による貸付実績が無い理由



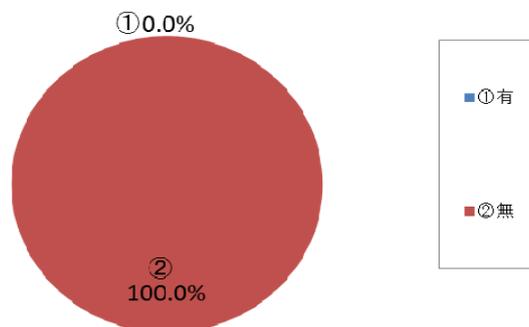
(6)事務の委託について

- ・ 事務の委託は殆どの都道府県で行われており、事務委託先については、信用漁業協同組合連合会、漁業協同組合、農林中央金庫の支店のほか、株式会社の債権回収サービスがあった。
- ・ 再委託先の有無については「②無」が79%、「①有」が21%であり、再委託先については、漁業協同組合であった。
- ・ 事務委託先による物的担保の評価・管理については、「②無」が100%であり、その理由としては、県が行っている、委託内容に含まれていない、物的担保による貸付実績が無い等によるもの。

Ⅲ－問6(2)再委託先の有無



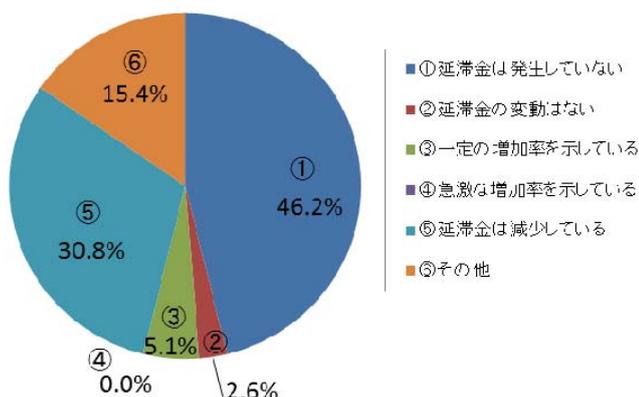
Ⅲ－問6(3)事務委託先による物的担保の評価・管理の有無



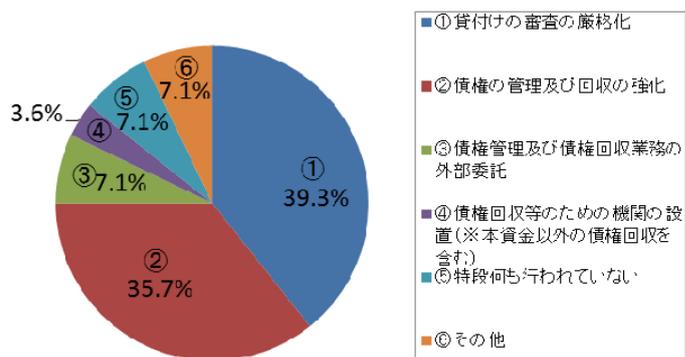
(7)延滞金

- ・ 過去5か年間の延滞金の発生状況は、「①延滞金は発生していない」と「②延滞金の変動はない」の合計が49%、「③一定の増加率を示している」が5%、「⑤延滞金は減少している」が31%。
- ・ 延滞金の発生防止や回収を行うための各都道府県における取組は、「①貸付審査の厳格化」が39%、「②債権の管理及び回収の強化」が36%、「③債権管理及び債権回収業務の外部委託」や「④債権回収等のための機関の設置」といった他の機関の利用に関するものが11%、「⑤特段何も行われていない」が7%。

Ⅲ－問7(1)過去5か年間の延滞金の発生状況



Ⅲ－問7(3)延滞金の発生防止や回収を行うための取組



(8)貸付けの手続き等

- ・ 資金貸付時期については、「①貸付時期が決まっている」が85%、「②随時貸付を行っている」が15%。貸付時期が決まっている場合の貸付回数は、年4回が49%、年3回が26%、年5回が20%。
- ・ 水産業改良普及制度や水産事務所等と本制度の連携の実態については、「①連携して有効に機能している」と「②連携が図られている」の合計が90%、「③連携が薄い」が3%。
- ・ 本制度の実施に係る事務についての見直しの必要性等については、以下のとおりの意見があった。

○国と都道府県との間の事務(14件)

特になしといった回答が多かったが、県の資金担当者や水産業改良普及員を対象とした研修会やブロック会議の実施、事業計画の認定時期の見直し、貸付主体の金融機関への移行、国庫補助金分の造成額の事務費財源への充当に関する意見もあった。

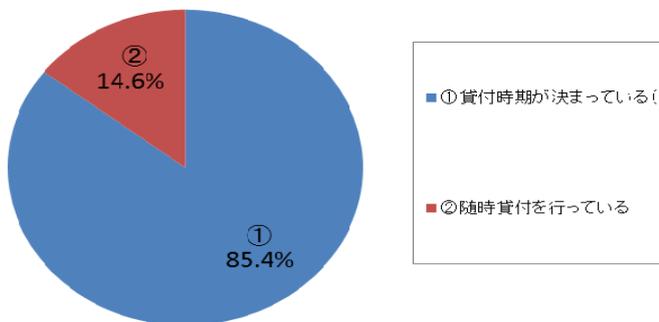
○都道府県と借受者との間の事務(13件)

特になしといった回答が多かったが、貸付規程例で貸付申請から貸付決定まで概ね1箇月とされており、その間に協議会の開催等を短期間で処理する必要があることから、事務負担が大きい、民法の一部改正に伴う事務処理の増加に関する意見があった。

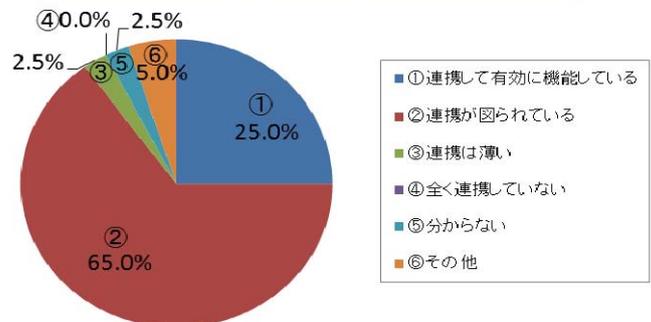
○その他(13件)

特になしといった回答が多かったが、担保設定マニュアル等の整備、延滞違約金の減免制度の導入、型式認定と同等品と判断する場合の確認手続・手順の設定に関する意見があった。

Ⅲ－問8(1)貸付時期



Ⅲ－問8(2)水産業改良普及制度や水産事務所等との連携の実態



(9)借受者の利便性を図るための改善提案等

- ・ 小規模漁業者向けの貸付メニューの追加や見直し、転貸制度の導入により信用保証の利用を可能とすること、転貸方式又は利子補給方式への変更、既存の直貸方式と併せた転貸方式の導入、経営開始資金の年齢要件の緩和、償還年数の延長、中古船購入資金の創設、共同利用の漁船・漁具及び施設を導入する漁協や水産振興を目的とした法人等への貸付、パンフレットによる周知等に関する提案があった。
- ・ また、現状の取組としては水産業普及指導員等による各漁協への説明やニーズの調査、パンフレットの配布等があった。

(10)今後の資金の利用促進に向けた調査

① 各都道府県が実施している施策・事業への本制度の活用状況(20件)

・ 新規就業者の確保に向けた県の施策と本制度の経営開始資金の貸付けの連携に関する活用状況が多くあった。

② 本制度の有効活用事例(25件)

・ 漁業経営等改善資金では、燃料油消費節減機器等設置資金を活用し、省エネエンジンを導入したことによる経営の改善や安定化が図られた事例、漁ろう作業省力化機器設置資金を活用し、海苔養殖において異物除去器を導入し、品質の向上による収入の増加が図られた事例があった。

・ 青年漁業者等養成確保資金では、経営開始資金による後継者の育成・確保や新規就業者への支援に活用された事例があった。

③ 意見等の自由記入(19件)

・ 近年の漁業近代化資金における実質無利子化の措置(予算措置)が行われていることや水産業競争力強化緊急事業などの助成事業があるが、長期的な観点では本資金は無利子の制度資金としてのメリット(※法制度に基づくものであること、新たな財政負担が少ないこと等)を有していることなど、現行制度の維持や無利子貸付である本制度の必要性に関する意見があった。

・ その一方で、延滞違約金の減免措置、第三者保証人を巡る状況の変化(金融庁の指導等)、保証人の確保が困難になっていることについて意見があったほか、転貸制度の導入や農林漁業金融公庫への移管を求める意見があった。

—以上—

平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 最終的な調整結果

管理番号 136 提案区分 B 地方に対する規制緩和 提案分野 その他

提案事項(事項名)

沿岸漁業改善資金の金融機関による転貸融資方式の追加、転貸融資の場合の機関保証の対象化

提案団体

山口県、中国地方知事会

制度の所管・関係府省

農林水産省

求める措置の具体的内容

沿岸漁業改善資金の貸付において、都道府県の直接貸付制度に加え、漁協等の金融機関による転貸融資方式を追加するとともに、転貸融資方式の場合、漁業信用基金協会による保証の対象とする。

具体的な支障事例

【制度の概要】

沿岸漁業改善資金は、沿岸漁業改善資金助成法に基づき、国の助成を受けて都道府県の特別会計に資金を造成し、漁業従事者等に貸付を行う制度である。

なお、山口県では当資金の貸付原資については、平成11年度以降追加造成することなく、自己回転により事業を実施している。

【具体的な支障事例】

この貸付は、都道府県が直接貸付を行う制度となっており、漁業信用基金協会の保証を受けることができない。貸付に当たっては、担保又は連帯保証人の徴求が義務付けられているが、山口県では担保対象物件の評価や管理、また財産処分等の手続きが容易ではないこと等から、連帯保証人の徴求を原則として運用している。近年漁業者が中古船やレーダー等の購入のために当資金の利用を検討していたが、連帯保証人の確保の見込みが立たず、利用を断念した事例等がある。今後、民法が改正され、債務保証の要件が厳格化されれば、今以上に連帯保証人の確保が困難になると見込まれる。

【制度改正の必要性】

新規漁業就業者の確保・定着がより促進されるよう、資金調達手段の多様化を図るとともに、保証人の確保が困難なため当資金を利用できない漁業者への対策を講じる必要がある。

【参考】

なお、旧農業改良資金及び林業・木材産業改善資金においては、都道府県直貸方式に、金融機関等による転貸融資方式が追加されるとともに、機関保証を利用できることとされている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

漁業従事者等の選択肢が増え、当資金の活用拡大にもつながると考えられる。
金融ノウハウを活かした貸付けが可能となり、漁業者にとって利用しやすい資金制度になる。

根拠法令等

沿岸漁業改善資金助成法第6条第1項、
中小漁業融資保証法第4条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

青森県、岩手県、神奈川県、新潟県、徳島県、長崎県、宮崎県

- 新規就業者が保証人を確保できずやむを得ず他資金を借入れた事例がある。また、本県の沿岸漁業改善資金運営協議会において、保証人を確保できない漁業者が当資金を利用できるよう、漁業関係者の構成員から、債務保証制度の導入を求める意見がある。
- 当県においても連帯保証人の確保が困難なため、利用を断念し、他の有利子融資を利用せざるをえなかった事例がある。
- 当県においても、提案団体と同様に、担保対象物件の評価や管理、財産処分等の手続きが容易でないこと等から、連帯保証人への徴求により運用している。このため、連帯保証人の確保の見込みが立たず、当該資金の利用を断念した事例があった。民法が改正された場合、さらにこうした事例が増加することが予想される。
- 本県においては、長期延滞や貸し倒れ事例は無いが、貸付審査において専門知識が乏しく、金融機関による審査の方が貸し倒れリスクは減少する。また一部漁業者からは、保証人を依頼しにくいいため漁信基保証を求める要望がある。
- 本県においても連帯保証人の確保がハードルとなっているとの話を聞いていることから、金融機関による転貸方式かつ機関保証とされたい。
- 今後、民法が改正（債権関係）された場合、今まで以上に借受人は保証人の確保が難しくなるとともに、保証人設定の手続きが煩雑になる可能性がある。近年、沿岸漁業改善資金の利用が低下しているなか、益々の資金利用の低下が懸念される。
- 沿岸漁業改善資金で現行の直接貸付方式（連帯保証人必須）と信漁連等による転貸融資方式の選択ができるのであれば、賛成である。また、転貸融資の際に漁業信用基金協会の債務保証を可能として要件とする場合、漁業者の経済的負担の軽減を図る必要がある。

各府省からの第1次回答

- 1 沿岸漁業改善資金は、沿岸漁業従事者等が近代的な漁業技術や新たな生産方法等を導入し、自立的に沿岸漁業の改善を図ることを目的として、沿岸漁業改善資金助成法に基づき都道府県が無利子で貸し付ける極めて政策的かつ優遇された資金であり、単なる金融措置と性格が異なる。
本資金では、地域の実情や沿岸漁業の実態を把握している水産業改良普及員や市町村、漁協などが連携し、沿岸漁業者に対して新たな技術等を普及奨励することにより貸付後においても積極的な指導・支援を行い、経営の改善を図ることとしている。
- 2 このように政策的に優遇された本資金に金融機関からの転貸制度を導入した場合、都道府県の事務負担が軽減される一方で、
 - ① 関係機関が連携した政策的な融資判断ではなく、金融機関としての融資判断が優先され結果として融資が行われない可能性がある
 - ② 保証機関による保証制度の活用についても、無利子として極めて優遇された資金の借入れに当たり、借受者に新たな負担（保証料等）が発生する
等、借受者に新たな支障が生じる可能性がある。
- 3 現在、本資金は39都道府県で貸付けが行われており、漁業者の減少や他の金融支援もある中、直近3カ年においても年間300件前後（H24:334件、H25:315件、H26:268件）貸し付けており、現行制度においても多く利用され、沿岸漁業の経営改善に大きな役割を果たしている。
他方、山口県における近年の実績は年間約1件（H24:0件、H25:1件、H26:1件）であり、支障事例の詳細は不明であるが、法律改正を要望する事由としては乏しいものであると思われ、御提案のあった制度改正の検討に当たっては各都道府県の実態や意見を十分に精査した上で慎重に行う必要がある。
- 4 沿岸漁業改善資金制度の存立の大前提は借受者から資金の償還が確実に実行され繰り返し資金を必要とする者に貸付けが行われることであり、物的担保又は保証人を設定することにより確実に償還されるよう措置する必要がある。
また、本資金の個々の案件の融資判断は都道府県が行っており、物的担保や保証人の設定も都道府県が自らの政策的な判断により行うことができる。また、金融ノウハウのある漁連、漁協又は農林中央金庫に事務の一部を委託することができるため、このような金融機関との連携を図りつつ引き続き制度の趣旨に沿った適正な運営を行っていただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

旧農業改良資金と林業・木材産業改善資金は、直接貸付に加えて転貸制度が導入されているが、沿岸漁業改善資金のみ転貸制度を認められない理由を明確にされたい。

貴省の第1次回答の2におけるご指摘については、都道府県の直接貸付制度を廃止し、転貸貸付制度のみとした場合には該当するが、今回の提案は漁業者がいずれかの貸付方法を選択できるようにすることが趣旨であり、懸念には当たらない。

山口県の沿岸漁業改善資金の実績が少ないとの御指摘であるが、転貸制度の導入により特別会計に造成した資金の活用につながるものと考え提案をしたものである。また、貸付実績の多い共同提案県においても、同様の支障事例があり、制度改革を求める意見があることから、制度改革の必要性はあるものとする。

確実な償還の確保という点では、転貸制度に伴う基金協会の保証も十分な措置といえるものである。また、漁連等に事務の一部を委任することが保証人確保問題の根本的な解決につながるわけではない。

当資金が現状でも大きな役割を果たしていることに異論はないが、制度を見直すことにより、都道府県の造成資金の活用幅が広がるとともに、漁業者も自らの実情に合わせた当資金の利用が可能となるものである。また、金融機関からの貸付けの場合には、貸付審査に係る都道府県の事務が軽減される。

以上から、制度改革は必要なものとする。それに関わらず、沿岸漁業改善資金への転貸制度の導入は慎重に行う必要があるとされるのであれば、理由を明確にされたい。

なお、詳細については補足資料を参照されたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【神奈川県】

2について、

①融資判断については、金融機関任せにせず、従来どおり、関係機関の委員で構成される沿岸漁業改善資金協議会の意見を聴いた上、県が貸付け決定を行う。このため融資が行われにくくなるという懸念は少ない。

②従来どおりの連帯保証人も認めており、協会保証は借受者の判断で選択できるようにする。金銭負担が増えても協会保証を希望する者のみに適用する。

3について、

神奈川県の場合、平成25年度9件、平成26年度7件、平成27年度7件の融資実績があり、この他にも連帯保証人が見つからず漁業近代化資金で対応した事例もある。

4について、

神奈川県としては、大きな延滞や貸し倒れ事例は無いものの、借受者の利便性を図るため、選択肢の幅を広げたい。

【長崎県】

貸付資金の償還が確実に実行されることが制度存立の大前提ということであれば、転貸融資方式と機関保証の導入により、原資がより確実に保全されることになり、保証人の確保ができなかった借受者でも、当該制度を利用できるようになる。

また、平成27年2月10日に決定された「民法(債権関係)の改正に関する要綱案」では、保証人保護の方策が拡充されることになっており、公正証書の作成など保証人となることに対する手続きがより複雑になり、今以上に保証人確保が難しくなることが予想される。従って、現状のままでは、当該制度の利用を諦める事例が増えるのではないかと懸念される。

なお、一般的に金融機関が融資困難とした案件を、都道府県が保証人のみで対応することは相当難しいと考える。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、十分に検討すること。

各府省からの第2次回答

旧農業改良資金制度では、農業者が自らの創意工夫を活かして、新たな農業部門の経営を開始したり、新たな生産・販売方式を導入したりするための資金として制度が改められた際に、経営改善の見通しや貸付金の償還確実性の審査などにおいて、民間金融機関が持つノウハウを活用する観点から、転貸制度が導入された。(なお、現在は都道府県による貸付けは行われていない。)

また、林業・木材産業改善資金制度では、林業関係の制度金融において他に保証機関による保証制度が活

用できる制度資金が措置されていないことから、機関保証が活用できる転貸制度が措置されている。

一方で、沿岸漁業改善資金制度では、零細経営が多い沿岸漁業者は省力化等の近代的な漁業技術や安全確保のための施設等の導入が滞りがちであり、このような漁業技術を沿岸漁業に広く普及させ漁業経営の改善を図るためには、地域の漁業実態等を把握している都道府県が、政策的な判断により貸付けの決定を行うことが重要である。このため、都道府県による直接貸付けが適当であり、民間金融機関による転貸を設けていない。

水産庁としては、物的担保についての評価等が容易でないため活用されていないとのご指摘を踏まえ、物的担保の活用状況について各都道府県の実態を把握し、活用事例等について情報共有を図るとともに、担保措置や信漁連等に対する事務委託等の活用方法について、都道府県からの意見等も踏まえながら、物的担保が活用されるよう検討してまいりたい。

なお、他の水産関係の制度金融においては、系統資金が措置されており、その借入れに当たっては機関保証の活用が可能となっている。

平成 28 年の地方からの提案等に関する対応方針(平成 28 年 12 月 20 日閣議決定)記載内容

6【農林水産省】

(9)沿岸漁業改善資金助成法(昭 54 法 25)

(i)沿岸漁業改善資金については、物的担保の活用状況の実態や物的担保が活用されにくい理由等について都道府県に対する調査を平成 28 年度中に行い、その結果を踏まえ、活用事例を都道府県へ情報提供するなどの物的担保の活用による同資金の利用促進に資する措置を平成 29 年中に講ずる。

(ii)沿岸漁業改善資金の貸付方法については、上記調査結果及び同資金の利用促進に資する措置の状況を踏まえ、転貸融資方式の導入等を含め、更なる利用促進に向けた検討を行い、平成 32 年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 最終的な調整結果

管理番号

254

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

その他

提案事項(事項名)

沿岸漁業改善資金の金融機関による転貸融資方式の追加、転貸融資の場合の機関保証の対象化

提案団体

九州地方知事会

制度の所管・関係府省

農林水産省

求める措置の具体的内容

沿岸漁業改善資金の貸付において、都道府県の直接貸付制度に加え、漁協等の金融機関による転貸融資方式を追加するとともに、転貸融資方式の場合、漁業信用基金協会による保証の対象とする。

具体的な支障事例

【制度の概要】

沿岸漁業改善資金は、沿岸漁業改善資金助成法に基づき、国の助成を受けて都道府県の特別会計に資金を造成し、漁業従事者等に貸付を行う制度である。

なお、山口県では当資金の貸付原資については、平成11年度以降追加造成することなく、自己回転により事業を実施している。

【具体的な支障事例】

この貸付は、都道府県が直接貸付を行う制度となっており、漁業信用基金協会の保証を受けることができない。貸付に当たっては、担保又は連帯保証人の徴求が義務付けられているが、山口県では担保対象物件の評価や管理、また財産処分等の手続きが容易ではないこと等から、連帯保証人の徴求を原則として運用している。近年漁業者が中古船やレーダー等の購入のために当資金の利用を検討していたが、連帯保証人の確保の見込みが立たず、利用を断念した事例等がある。今後、民法が改正され、債務保証の要件が厳格化されれば、今以上に連帯保証人の確保が困難になると見込まれる。

【制度改正の必要性】

新規漁業就業者の確保・定着がより促進されるよう、資金調達手段の多様化を図るとともに、保証人の確保が困難なため当資金を利用できない漁業者への対策を講じる必要がある。

【参考】

なお、旧農業改良資金及び林業・木材産業改善資金においては、都道府県直貸方式に、金融機関等による転貸融資方式が追加されるとともに、機関保証を利用できることとされている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

漁業従事者等の選択肢が増え、当資金の活用拡大にもつながると考えられる。
金融ノウハウを活かした貸付けが可能となり、漁業者にとって利用しやすい資金制度になる。

根拠法令等

沿岸漁業改善資金助成法第6条第1項、
中小漁業融資保証法第4条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

青森県、岩手県、神奈川県、新潟県、徳島県

○沿岸漁業改善資金で現行の直接貸付方式（連帯保証人必須）と信漁連等による転貸融資方式の選択ができるのであれば、賛成である。また、転貸融資の際に漁業信用基金協会の債務保証を可能として要件とする場合、漁業者の経済的負担の軽減を図る必要がある。

○新規就業者が保証人を確保できずやむを得ず他資金を借入れた事例がある。また、本県の沿岸漁業改善資金運営協議会において、保証人を確保できない漁業者が当資金を利用できるよう、漁業関係者の構成員から、債務保証制度の導入を求める意見がある。

○当県においても連帯保証人の確保が困難なため、利用を断念し、他の有利子融資を利用せざるをえなかった事例がある。

○当県においても、提案団体と同様に、担保対象物件の評価や管理、財産処分等の手続きが容易でないことから、連帯保証人への徴求により運用している。このため、連帯保証人の確保の見込みが立たず、該資金の利用を断念した事例があった。民法が改正された場合、さらにこうした事例が増加することが予想される。

○本県においては、長期延滞や貸し倒れ事例は無いが、貸付審査において専門知識が乏しく、金融機関による審査の方が貸し倒れリスクは減少する。また、一部漁業者からは、保証人を依頼しにくい漁信基保証を求める要望がある。

○本県においても連帯保証人の確保がハードルとなっているとの話を聞いていることから、金融機関による転貸方式かつ機関保証とされたい。

各府省からの第1次回答

1 沿岸漁業改善資金は、沿岸漁業従事者等が近代的な漁業技術や新たな生産方法等を導入し、自立的に沿岸漁業の改善を図ることを目的として、沿岸漁業改善資金助成法に基づき都道府県が無利子で貸し付ける極めて政策的かつ優遇された資金であり、単なる金融措置と性格が異なる。

本資金では、地域の実情や沿岸漁業の実態を把握している水産業改良普及員や市町村、漁協などが連携し、沿岸漁業者に対して新たな技術等を普及奨励することにより貸付後においても積極的な指導・支援を行い、経営の改善を図ることとしている。

2 このように政策的に優遇された本資金に金融機関からの転貸制度を導入した場合、都道府県の事務負担が軽減される一方で、

① 関係機関が連携した政策的な融資判断ではなく、金融機関としての融資判断が優先され結果として融資が行われない可能性がある

② 保証機関による保証制度の活用についても、無利子として極めて優遇された資金の借入れに当たり、借受者に新たな負担（保証料等）が発生する等、借受者に新たな支障が生じる可能性がある。

3 現在、本資金は39都道府県で貸付けが行われており、漁業者の減少や他の金融支援もある中、直近3カ年においても年間300件前後（H24:334件、H25:315件、H26:268件）貸し付けており、現行制度においても多く利用され、沿岸漁業の経営改善に大きな役割を果たしている。

他方、山口県における近年の実績は年間約1件（H24:0件、H25:1件、H26:1件）であり、支障事例の詳細は不明であるが、法律改正を要望する事由としては乏しいものである恐れ、御提案のあった制度改正の検討に当たっては各都道府県の実態や意見を十分に精査した上で慎重に行う必要がある。

4 沿岸漁業改善資金制度の存立の大前提は借受者から資金の償還が確実に実行され繰返し資金を必要とする者に貸付けが行われることであり、物的担保又は保証人を設定することにより確実に償還されるよう措置する必要がある。

また、本資金の個々の案件の融資判断は都道府県が行っており、物的担保や保証人の設定も都道府県が自らの政策的な判断により行うことができる。また、金融ノウハウのある漁連、漁協又は農林中央金庫に事務の一部を委託することができるため、このような金融機関との連携を図りつつ引き続き制度の趣旨に沿った適正な運営を行っていただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

旧農業改良資金と林業・木材産業改善資金は、直接貸付に加えて転貸制度が導入されているが、沿岸漁業改善資金のみ転貸制度を認められない理由を明確にされたい。

貴省の第1次回答の2におけるご指摘については、都道府県の直接貸付制度を廃止し、転貸貸付制度のみとした場合には該当するが、今回の提案は漁業者がいずれかの貸付方法を選択できるようにすることが趣旨であり、懸念には当たらない。

山口県の沿岸漁業改善資金の実績が少ないとの御指摘であるが、転貸制度の導入により特別会計に造成した資金の活用につながるものと考え提案をしたものである。また、貸付実績の多い共同提案県においても、同様の支障事例があり、制度改革を求める意見があることから、制度改革の必要性はあるものとする。

確実な償還の確保という点では、転貸制度に伴う基金協会の保証も十分な措置といえるものである。また、漁連等に事務の一部を委任することが保証人確保問題の根本的な解決につながるわけではない。

当資金が現状でも大きな役割を果たしていることに異論はないが、制度を見直すことにより、都道府県の造成資金の活用が広がるとともに、漁業者も自らの実情に合わせた当資金の利用が可能となるものである。また、金融機関からの貸付けの場合には、貸付審査に係る都道府県の事務が軽減される。

以上から、制度改革は必要なものとする。それに関わらず、沿岸漁業改善資金への転貸制度の導入は慎重に行う必要があるとされるのであれば、理由を明確にされたい。

なお、詳細については補足資料を参照されたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【神奈川県】

2について、

①融資判断については、金融機関任せにせず、従来どおり、関係機関の委員で構成される沿岸漁業改善資金協議会の意見を聴いた上、県が貸付け決定を行う。このため融資が行われにくくなるという懸念は少ない。

②従来どおりの連帯保証人も認めており、協会保証は借受者の判断で選択できるようにする。金銭負担が増えても協会保証を希望する者のみに適用する。

3について、

神奈川県の場合、平成25年度9件、平成26年度7件、平成27年度7件の融資実績があり、この他にも連帯保証人が見つからず漁業近代化資金で対応した事例もある。

4について、

神奈川県としては、大きな延滞や貸し倒れ事例は無いものの、借受者の利便性を図るため、選択肢の幅を広げたい。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、十分に検討すること。

各府省からの第2次回答

旧農業改良資金制度では、農業者が自らの創意工夫を活かして、新たな農業部門の経営を開始したり、新たな生産・販売方式を導入したりするための資金として制度が改められた際に、経営改善の見通しや貸付金の償還確実性の審査などにおいて、民間金融機関が持つノウハウを活用する観点から、転貸制度が導入された。（なお、現在は都道府県による貸付けは行われていない。）

また、林業・木材産業改善資金制度では、林業関係の制度金融において他に保証機関による保証制度が活用できる制度資金が措置されていないことから、機関保証が活用できる転貸制度が措置されている。

一方で、沿岸漁業改善資金制度では、零細経営が多い沿岸漁業者は省力化等の近代的な漁業技術や安全確保のための施設等の導入が滞りがちであり、このような漁業技術を沿岸漁業に広く普及させ漁業経営の改善を図るためには、地域の漁業実態等を把握している都道府県が、政策的な判断により貸付けの決定を行うことが重要である。このため、都道府県による直接貸付けが適当であり、民間金融機関による転貸を設けていない。

水産庁としては、物的担保についての評価等が容易でないため活用されていないのご指摘を踏まえ、物的担保の活用状況について各都道府県の実態を把握し、活用事例等について情報共有を図るとともに、担保措置や信漁連等に対する事務委託等の活用方法について、都道府県からの意見等も踏まえながら、物的担保が活用されるよう検討してまいりたい。

なお、他の水産関係の制度金融においては、系統資金が措置されており、その借入れに当たっては機関保証の活用が可能となっている。

平成 28 年の地方からの提案等に関する対応方針(平成 28 年 12 月 20 日閣議決定)記載内容

6【農林水産省】

(9)沿岸漁業改善資金助成法(昭 54 法 25)

(i)沿岸漁業改善資金については、物的担保の活用状況の実態や物的担保が活用されにくい理由等について都道府県に対する調査を平成 28 年度中に行い、その結果を踏まえ、活用事例を都道府県へ情報提供するなどの物的担保の活用による同資金の利用促進に資する措置を平成 29 年中に講ずる。

(ii)沿岸漁業改善資金の貸付方法については、上記調査結果及び同資金の利用促進に資する措置の状況を踏まえ、転貸融資方式の導入等を含め、更なる利用促進に向けた検討を行い、平成 32 年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

平成28年の地方からの提案等に関する対応方針（抜粋）

平成28年12月20日
閣議決定

1 基本的考え方

地方分権改革については、これまでの成果を基盤とし、地方の発意に根差した新たな取組を推進することとして、平成26年から地方分権改革に関する「提案募集方式」を導入した（「地方分権改革に関する提案募集の実施方針」（平成26年4月30日地方分権改革推進本部決定））。

地方分権改革の推進は、地域が自らの発想と創意工夫により課題解決を図るための基盤となるものであり、地方創生における極めて重要なテーマである。

平成28年の取組としては、提案が出されて以降、これまで、地方分権改革有識者会議、提案募集検討専門部会等で議論を重ねてきた。

今後は、「まち・ひと・しごと創生総合戦略（2015改訂版）」（平成27年12月24日閣議決定）も踏まえ、以下のとおり、地方公共団体への事務・権限の移譲、義務付け・枠付けの見直し等を推進する。

6 義務付け・枠付けの見直し等

(9) 沿岸漁業改善資金助成法（昭 54 法 25）

(i) 沿岸漁業改善資金については、物的担保の活用状況の実態や物的担保が活用されにくい理由等について都道府県に対する調査を平成28年度中に行い、その結果を踏まえ、活用事例を都道府県へ情報提供するなどの物的担保の活用による同資金の利用促進に資する措置を平成29年中に講ずる。

(ii) 沿岸漁業改善資金の貸付方法については、上記調査結果及び同資金の利用促進に資する措置の状況を踏まえ、転貸融資方式の導入等を含め、更なる利用促進に向けた検討を行い、平成32年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(iii) 毎年度、都道府県が農林水産大臣に提出することとされている沿岸漁業改善資金の貸付に係る月別の資金管理計画書については、廃止する。

[措置済み（平成28年3月16日付け農林水産事務次官依命通知及び水産庁長官通知）]

平成28年の地方分権改革に関する提案募集について、提案に関する調整内容は http://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/teianbosyu_kekka.html

を参照してください。